

矢板市法定外予防接種費の助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行政措置として実施する予防接種(以下「法定外予防接種」という。)を受ける者の負担軽減を図るため、法定外予防接種に要する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法定外予防接種 別表に掲げる予防接種をいう。
- (2) 指定医療機関 市長が前号に定める予防接種に係る業務委託契約を締結した医療機関をいう。
- (3) 指定外医療機関 前号に定める指定医療機関以外の医療機関をいう。

(助成の対象者及び経費)

第3条 助成の対象者は、本市に住所を有する者のうち、前条の別表に定める予防接種を受けた者(以下「被接種者」という。)または被接種者の保護者(以下「助成対象者」という。)とし、助成の対象となる経費は、法定外予防接種の費用として助成対象者が、医療機関に支払う費用とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金は、1人1回につき、次の各号に掲げる金額を上限として、予算の範囲内で交付する。

- | | | |
|------------------|---------|--------|
| (1) 高齢者用肺炎球菌ワクチン | 定期接種を除く | 3,710円 |
| (2) インフルエンザワクチン | | 3,400円 |
| (3) ロタウイルスワクチン | 1価 | 7,200円 |

	5 価	4 , 8 5 0 円
(4)	風しんワクチン	3 , 0 0 0 円
(5)	麻しん風しん混合ワクチン (M R)	5 , 0 0 0 円

(予防接種の申込み)

第 5 条 法定外予防接種を希望する者 (以下「法定外予防接種希望者」という。) のうち、前条第 1 号、4 号及び 5 号に掲げる予防接種を希望する者は、矢板市法定外予防接種申込書 (様式第 1 号) に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 法定外予防接種希望者のうち、前条第 2 号及び 3 号に掲げる予防接種を希望する者は、直接指定医療機関に申し込むものとする。

(接種券等の交付による助成)

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、矢板市法定外予防接種券及び予診票 (以下「接種券等」という。) を法定外予防接種希望者に交付するものとする。

2 接種券等の有効期間は、交付の日から 6 ヶ月間とする。

(指定医療機関の事務)

第 7 条 助成対象者は、第 5 条の規定による申込みにより、予防接種に係る助成金の受領を当該予防接種を受けた指定医療機関に委任したものとみなす。

2 指定医療機関は、第 2 条の別表に定める対象者に対して法定外予防接種を行った場合は、助成対象者に対して、その費用から第 4 条に定める助成金額を差し引いた金額により請求を行うものとする。

(助成金の請求)

第 8 条 助成金の請求は、指定医療機関が毎月に取りまとめ、矢板市法定外予防接種費助成金請求書兼実施状況報告書 (様式第 2 号) に接種券等を添付し、翌月 1

0日までに市長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、当該医療機関に助成金を交付するものとする。

(指定外医療機関による接種)

第10条 緊急その他やむを得ない事由により指定外医療機関において法定外予防接種を受ける者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該予防接種に要した費用の支払い後に第4条に定める助成金の交付を受けることができる。

2 指定外医療機関において法定外予防接種を希望する者は、矢板市指定外医療機関法定外予防接種申込書(様式第3号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

3 前項による予防接種に係る助成金の交付を受けようとする者は、矢板市法定外予防接種費助成申請書(様式第4号)に予診票、領収書、その他必要書類を添付して、市長に提出するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年5月20日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年7月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

この要綱は、平成27年10月1日から適用する。

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

別表（第2条及び第3条関係）

予防接種の名称	対象者	接種回数
高齢者用肺炎球菌ワクチン	65歳以上の高齢者 接種日当日年齢	1回
インフルエンザワクチン	<p>中学3年生相当及び高校3年生相当</p> <p>現に中学3年生及び高校3年生として在籍している者。</p> <p>接種年度に15歳並びに18歳に達する年齢の者。</p> <p>ただし、次年度に中学3年生及び高校3年生として在籍予定の者を除く。</p>	1回
ロタウイルスワクチン	<p>1価 生後6週から生後24週（168日）</p> <p>5価 生後6週から生後32週（224日）</p>	<p>2回</p> <p>3回</p>
風しんワクチン	<p>19歳以上の者（妊娠している者を除く）で、次のいずれかに該当する者。 接種日当日年齢</p> <p>妊娠している女性の配偶者</p> <p>妊娠を予定又は、希望している者で49歳以下の女性</p> <p>の配偶者</p>	1回
麻しん風しん混合ワクチン（MR）	<p>19歳以上の者（妊娠している者を除く）で、次のいずれかに該当する者。 接種日当日年齢</p> <p>妊娠している女性の配偶者</p> <p>妊娠を予定又は、希望している者で49歳以下の女性</p> <p>の配偶者</p>	1回